

今回は Miviludes 委員会が特にページを割いた団体についてみてみたい。逐一紹介する紙幅はないが、興味深い事例が多く報告されている。ただ、以前述べたようにフランスではカルト教団というレッテルは公式には存在しないし、政府機関である委員会の報告が全て正義だと決めつけてはいけなくとも改めて明記しておく。

まず 2021 年に 33 件の通報があったサイエントロジーには、その活動に不透明性があるとしている。関連団体の「人権のための市民委員会 (Commission des citoyens pour les droits de l'homme)」を使い、精神医学とはまやかしてその疾患は病気ではないとして、フランスの精神医療に対する不信感をあおるような活動を 2021 年以降顕著に展開している。「人権国家諮問委員会 (Commission nationale consultative des droits de l'homme)」や「人権連盟 (Ligue des droits de l'homme)」のような公益性を認められた機関とまぎらわしい名称を用いることで、患者らに正当性を誤認させる恐れがあり、曖昧なアプローチで布教活動を行っているとしている。

2021 年は 99 件の通報があったエホバの証人については、よく知られる輸血拒否も改めて指摘されており、ある妊婦が輸血を受けずに亡くなった事例を出して、エホバ信者の妊婦の死亡率は通常より 40 倍高いとの 2005 年の国家倫理諮問委員会 (Commission Consultative Nationale d'Ethique) の報告を紹介している。フランス国務院の見解や 2002 年 3 月 4 日の法律によると、重大な健康被害の恐れがある場合は医師が最善と判断した治療を本人や家族の意思に反して行えるが、輸血の拒否も含め基本的に患者の意思は尊重されるとしている。しかし、現実には教義や破門に縛られて自由に治療法を選択できない、輸血に代わる医療を医師に執拗に勧めてくる、あるいは第三者が患者の自由な意思表示を阻止するというケースもあり、適切な処置を受けられない信者もいる。Miviludes 委員会が聞き取りを行った元信者は、輸血を拒否して死亡した子供は殉教者として扱われ、そうなることを夢見ていたと証言している。そして医療面以外では、エホバの証人の長老への聞き取りによる教団独自の司法システムが、公的機関への通報を思いとどまらせてしまう危険性が指摘されている。性暴力で苦しむ女性に不利な教団判決が出た事例もあり、信者間の性暴力を助長しかねない。また熱烈な勧誘活動を推奨する布教面では、未信者の死は改宗させられなかった信者の責任とされ、そうした心理的圧迫を与える手法の危険性も挙げられている。教育においては、学校よりも教団の教えを優先させる傾向があるため内向的、閉鎖的な雰囲気があり、文化面、社会面において子どもの自由な知性の発達を阻害する要因がみられると報告している。

続いて、ルドルフ・シュタイナーのアントロポゾフィー (人智学) が挙げられている。その思想そのものは問題視されないが、危険性のある活動を 2 つ挙げている。第一は医学面で、病気は患者が前世で犯した過ちや罪からくる宿命であって、それと病は切り離せないとし、通常の医学は不完全で限定的なものだと考えている点である。代替医療や排他的医療のように一般的な医療を否定するわけではないが、双極性障害患者にリチウム服用を中止させるなど疑義の残る治療法で患者を危険にさら

したとされる例も報告されている。グレゴワール・ペラ (Grégoire PERRA) は自身もかつてフランスアントロポゾフィー協会 (Société anthroposophique de France) のメンバーだった。彼は、アントロポゾフィーの信条に起因する治療法が引き起こした事件を批判的に列挙し名誉棄損で起訴されたが、ストラスブール裁判所は 2021 年、公益のための正当な議論であり名誉棄損に当たらないと判断した。2 つ目の例がシュタイナー教育である。既出のペラ氏もシュタイナー校出身で、のちにその教師も勤めた。彼曰く、同校の教育方法は、革新的、進歩的、開放的に見せて、その実 100 年も変化がなく、理性を通じて自由に自身自身に責任を持たせるような教育を意図的に拒否しているという。寄せられた証言からは、運命論的な論法で障がい児に対するいじめを看過したり、子どもに親の言う事を聞かなくてもいいと教えたりする事例が報告されている。

次に挙げられているのはパリのファミーユ (Famille、「家族」の意) というグループである。選民思想を持つ 8 つの家族が、3000 から 4000 人規模に及ぶ漠然としたファミーユという一大集団を形成しているとみられている。パリのモントルイユ (Montreuil) 地区で誕生し、一見普通の生活を送っているようにみえるが、一般的な生活とは一線を画している。医療、司法、商業の職には就かず、会計、建築、服飾、印刷の仕事をし、また社長など人を使う立場に立ってもいけないという。女性はショートヘアやパンツは禁止で、産み育てが主な仕事とみなされ、子どもは成人前から飲酒を強く勧められる。そして、8 つの家族の間での近親婚は今も続いている。これらの伝統は以前より緩くなっているそうだが、近親婚が原因と思われるブルーム症候群や夭逝のリスクは高く、若者の飲酒も含め未成年の健康問題が懸念されている。またパリを離れてイスラエルのキブツをモデルに共同体生活を営むグループが独立して誕生し、1960 年にパルダイアン (Pardailhan) という所に共同体を作り、その後 1969 年にマルルヴェール (Malrevers) に居を移し今も集団生活を送っている。この共同体内での暴力と子どもに対する人権侵害が報告されている。

その他プリマス・ブレザレン、エコビレッジといった集団や、フェミニズム、アンチフェミニズム、コーチング、メディテーションなど多様な分野において健全な生活を脅かす可能性のある運動についても注意が促されている。

こうしてみると、教団の透明性、マインドコントロール、医療行為、教育を含めた子どもの人権といった問題が頻りに登場する。天理教は上記の組織と比較して、教育や子どもの人権で同一視されそうな類似点は見受けられないが、教団組織の在り方、信仰や布教のアプローチ、病気の治癒に関しては注意が必要になってくる面もあるだろう。教団として、あるいは一信者として、非信者との認識の差で誤解を招く可能性があるとしたらどうだろうか。次回以降、天理教がフランスで布教するにあたり、注意しなければならないことを中心に考えていきたい。

[参照]

MIVILUDES 2021 年活動報告 (2022 年 11 月 3 日 <https://www.miviludes.interieur.gouv.fr/publications-de-la-miviludes/rapports-annuels/rapport-dactivite%3%A9-2021> 2024 年 3 月 2 日閲覧)。